

消費税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

(定義)

第一条 この政令において「国内」、「保税地域」、「個人事業者」、「事業者」、「国外事業者」、「合併法人」、「被合併法人」、「分割法人」、「分割承継法人」、「人格のない社団等」、「適格請求書発行事業者」、「特定少額資産販売事業者」、「資産の譲渡等」、「特定資産の譲渡等」、「電気通信利用役務の提供」、「特定少額資産の譲渡」、「課税資産の譲渡等」、「軽減対象課税資産の譲渡等」、「外国貨物」、「課税貨物」、「軽減対象課税貨物」、「課税仕入れ」、「事業年度」、「基準期間」、「棚卸資産」、「調整対象固定資産」、「確定申告書等」、「特例申告書」、「附帯税」又は「中間納付額」とは、それぞれ消費税法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する国内、保税地域、個人事業者、事業者、国外事業者、合併法人、被合併法人、分割法人、分割承継法人、人格のない社団等、適格請求書発行事業者、特定少額資産販売事業者、資産の譲渡等、特定資産の譲渡等、電気通信利用役務の提供、特定少額資産の譲渡、課税資産の譲渡等、軽減対象課税資産の譲渡等、外国貨物、課税貨物、軽減対象課税貨物、課税仕入れ、事業年度、基準期間、棚卸資産、調整対象固定資産、確定申告書等、特例申告書、附帯税又は中間納付額をいう。

2 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四 省略

五 確定申告書の提出期限 申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。以下この号において同じ。）の提出期限（同項の規定による申告書の義務がない場合にあつては、当該申告書の義務があるとした場合の申告書の提出期限）をいう。

3・4 省略

(通信販売の方法)

第二条の三 法第二条第一項第八号の六に規定する政令で定める方法は、関

改正前

(定義)

第一条 この政令において「国内」、「保税地域」、「個人事業者」、「事業者」、「国外事業者」、「合併法人」、「被合併法人」、「分割法人」、「分割承継法人」、「人格のない社団等」、「適格請求書発行事業者」、「資産の譲渡等」、「特定資産の譲渡等」、「電気通信利用役務の提供」、「課税資産の譲渡等」、「軽減対象課税資産の譲渡等」、「外国貨物」、「課税貨物」、「軽減対象課税貨物」、「課税仕入れ」、「事業年度」、「基準期間」、「棚卸資産」、「調整対象固定資産」、「確定申告書等」、「特例申告書」、「附帯税」又は「中間納付額」とは、それぞれ消費税法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する国内、保税地域、個人事業者、事業者、国外事業者、合併法人、被合併法人、分割法人、分割承継法人、人格のない社団等、適格請求書発行事業者、資産の譲渡等、特定資産の譲渡等、電気通信利用役務の提供、課税資産の譲渡等、軽減対象課税資産の譲渡等、外国貨物、課税貨物、軽減対象課税貨物、課税仕入れ、事業年度、基準期間、棚卸資産、調整対象固定資産、確定申告書等、特例申告書、附帯税又は中間納付額をいう。

2 同上

一 四 同上

3・4 同上

税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第五十九条第一項第六号（輸入申告の手続）に規定する通信販売の方法とする。

（飲食料品に含まれる資産の範囲）

第二条の四 省 略

（飲食料品の譲渡に含まれない食事の提供を行う事業の範囲等）

第二条の五 省 略

2 省 略

（調整対象固定資産の範囲）

第五条 法第二条第一項第十六号に規定する政令で定める資産は、棚卸資産

以外の資産で次に掲げるもののうち、当該資産に係る法第三十条第八項第一号ニに規定する課税仕入れに係る支払対価の額の百分の百に相当する金額、当該資産に係る同条第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額又は保税地域から引き取られる当該資産の課税標準である金額が、一の取引の単位（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるもの）にあつては、一組又は一式）につき百万円以上のものとする。

一七 省 略

八 次に掲げる無形固定資産

イ 省 略

ロ 貯留権（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十

八号）第二条第八項（定義）に規定する試掘権を含む。）

ハネ 省 略

九十一 省 略

（資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定）

第六条 法第四条第三項第一号に規定する政令で定める資産は、次の各号に掲げる資産とし、同項第一号に規定する政令で定める場所は、当該資産の区分に応じ当該資産の譲渡又は貸付けが行われる時における当該各号に定める場所とする。

一三 省 略

四 鉱業権若しくは租鉱権、採石権その他土石を採掘し、若しくは採取す

（飲食料品に含まれる資産の範囲）

第二条の三 同 上

（飲食料品の譲渡に含まれない食事の提供を行う事業の範囲等）

第二条の四 同 上

2 同 上

（調整対象固定資産の範囲）

第五条 同 上

以外の資産で次に掲げるもののうち、当該資産に係る法第三十条第八項第一号ニに規定する課税仕入れに係る支払対価の額の百分の百に相当する金額、当該資産に係る同条第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額又は保税地域から引き取られる当該資産の課税標準である金額が、一の取引の単位（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるもの）にあつては、一組又は一式）につき百万円以上のものとする。

一七 同 上

八 同 上

イ 同 上

ロ 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第

二条第八項（定義）に規定する試掘権

ハネ 同 上

九十一 同 上

（資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定）

第六条 同 上

一三 同 上

四 鉱業権若しくは租鉱権、採石権その他土石を採掘し、若しくは採取す

る権利（二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項（定義）に規定する試掘権（以下この号において「試掘権」という。）を除く。以下この号において「採石権等」という。）、貯留権、試掘権、漁業権若しくは入漁権又は樹木採取権、鉱業権に係る鉱区若しくは租鉱権に係る租鉱区、採石権等に係る採石場、貯留権に係る貯留区域、試掘権に係る試掘区域、漁業権若しくは入漁権に係る漁場又は樹木採取権に係る樹木採取区の所在地

五〇七 省 略

八 営業権 営業権に係る事業を行う者の住所地

九・十 省 略

二・三 省 略

（有価証券に類するものの範囲等）

第九条 法別表第二二号に規定する有価証券に類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第十五号まで（定義）に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利（これらの有価証券が発行されていないものに限るものとし、電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）に規定する電子決済手段をいう。以下第十一条までにおいて同じ。）に該当するものを除く。）並びに暗号資産（金融商品取引法第二条第四十九項に規定する暗号資産をいう。次条第三項第十一号において同じ。）。

二〇四 省 略

二・三 省 略

4 法別表第二二号に規定する支払手段に類するものとして政令で定めるものは、電子決済手段及び国際通貨基金協定第十五条に規定する特別引出権とする。

（利子対価とする貸付金等）

第十条 省 略

る権利（二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項（定義）に規定する試掘権（以下この号において「試掘権」という。）を除く。以下この号において「採石権等」という。）、試掘権又は樹木採取権、鉱業権に係る鉱区若しくは租鉱権に係る租鉱区、採石権等に係る採石場、試掘権に係る試掘区域又は樹木採取権に係る樹木採取区の所在地

五〇七 同 上

八 営業権又は漁業権若しくは入漁権 これらの権利に係る事業を行う者の住所地

九・十 同 上

二・三 同 上

（有価証券に類するものの範囲等）

第九条 同 上

一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第十五号まで（定義）に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利（これらの有価証券が発行されていないものに限るものとし、電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）に規定する電子決済手段をいう。第四号及び第四項並びに第十一条において同じ。）に該当するものを除く。）。

二〇四 同 上

二・三 同 上

4 法別表第二二号に規定する支払手段に類するものとして政令で定めるものは、電子決済手段、資金決済に関する法律第十四項に規定する暗号資産及び国際通貨基金協定第十五条に規定する特別引出権とする。

（利子対価とする貸付金等）

第十条 同 上

2 省 略

3 法別表第二第三号に掲げる資産の貸付け又は役務の提供に類するものとして同号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 十 省 略

十一 法別表第二第二号に規定する有価証券（ゴルフ場利用株式等を除くものとし、その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。）

（ ） 登録国債若しくは暗号資産又は電子決済手段の貸付け
十二 十五 省 略

（輸出取引等の範囲）

第十七条 省 略

2 法第七条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる資産の譲渡等とする。

一 五 省 略

六 第六条第一項第五号、第七号又は第八号に掲げる資産の譲渡又は貸付けで非居住者に対して行われるもの

七 法第七条第一項第三号、前項第三号及び第一号から第五号までに掲げるもののほか、非居住者に対して行われる役務の提供で次に掲げるもの以外のもの
イ 省 略

ロ 国内に所在する不動産（不動産の上に存する権利を含む。）の売買、交換又は貸借の代理又は媒介

ハ 省 略

ニ イからハまでに掲げるものに準ずるもので、国内において直接便益を享受するもの

3 省 略

（法人課税信託等の受託者に関する特例）

第二十八条 受託事業者（法第十五条第三項に規定する受託事業者をいう。以下この条において同じ。）

第一項、第三十四条第一項、第三十五条、第三十五条の二第一項及び第二項、第三十六条第三項、第三十八条第四項、第三十八条の二第四項、第三

2 同 上

3 同 上

一 十 同 上

十一 法別表第二第二号に規定する有価証券（ゴルフ場利用株式等を除くものとし、その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。）

（ ） 又は登録国債の貸付け
十二 十五 同 上

（輸出取引等の範囲）

第十七条 同 上

2 同 上

一 五 同 上

六 第六条第一項第四号から第八号までに掲げる資産の譲渡又は貸付けで非居住者に対して行われるもの

七 同 上

イ 同 上

ロ 同 上

ハ イ及びロに掲げるものに準ずるもので、国内において直接便益を享受するもの

3 同 上

（法人課税信託等の受託者に関する特例）

第二十八条 受託事業者（法第十五条第三項に規定する受託事業者をいう。以下この条において同じ。）

第一項、第三十四条第一項、第三十五条、第三十五条の二第一項及び第二項、第三十六条第三項、第三十八条第四項、第三十八条の二第四項並びに

十九条第六項並びに第四十条第五項の規定並びに第三十八条第二項及び第四十一条の規定の適用については、信託の併合は合併とみなし、信託の併合に係る従前の信託である法人課税信託等（法第十五条第一項に規定する法人課税信託等をいう。以下この条において同じ。）に係る受託事業者は被合併法人に含まれるものと、信託の併合に係る新たな信託である法人課税信託等に係る受託事業者は合併法人に含まれるものとし、信託の分割は法人の分割とみなし、信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する法人課税信託等に係る受託事業者は分割法人に含まれるものと、信託の分割により受託者を同一とする他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける法人課税信託等に係る受託事業者は分割承継法人に含まれるものとする。

2
13 省 略

14| 法人課税信託等の固有事業者が特定少額資産販売事業者である場合における当該法人課税信託等の受託事業者については、法第五十七条の七第一項の登録を受けたものとみなして、法及びこの政令の規定を適用する。この場合において、法第八条の二第二項第一号中「特定少額資産販売事業者」とあるのは「第十五条第三項に規定する受託事業者に係る同条第一項に規定する法人課税信託等の同条第四項に規定する固有事業者」と、法第五十七条の八第一号中「当該特定少額資産販売事業者」とあるのは「当該特定少額資産の譲渡を行った第十五条第三項に規定する受託事業者に係る同条第一項に規定する法人課税信託等の同条第四項に規定する固有事業者」とする。

15
16 省 略

（第一種プラットフォーム事業者が合併等を行った場合の取扱い等）

第二十九条 事業者が、第一種プラットフォーム事業者（法第十五条の二第

一項に規定する第一種プラットフォーム事業者をいう。以下この項及び第五項において同じ。）のデジタルプラットフォーム（同条第一項に規定するデジタルプラットフォームをいう。第五項第一号及び次条において同じ。）に係る事業を合併若しくは分割により承継し、又は当該事業を譲り受けた場合には、当該事業を承継した合併法人若しくは分割承継法人又は当該事業を譲り受けた事業者（第一種プラットフォーム事業者を除く。次項において「合併法人等」という。）は、当該合併若しくは分割又は譲受け

第三十九条第六項の規定並びに第三十八条第二項及び第四十一条の規定の適用については、信託の併合は合併とみなし、信託の併合に係る従前の信託である法人課税信託等（法第十五条第一項に規定する法人課税信託等をいう。以下この条において同じ。）に係る受託事業者は被合併法人に含まれるものと、信託の併合に係る新たな信託である法人課税信託等に係る受託事業者は合併法人に含まれるものとし、信託の分割は法人の分割とみなし、信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する法人課税信託等に係る受託事業者は分割法人に含まれるものと、信託の分割により受託者を同一とする他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける法人課税信託等に係る受託事業者は分割承継法人に含まれるものとする。

2
13 同 上

14
15 同 上

（特定プラットフォーム事業者が合併等を行った場合の取扱い等）

第二十九条 事業者が、特定プラットフォーム事業者（法第十五条の二第

一項に規定する特定プラットフォーム事業者をいう。以下この項及び第五項において同じ。）のデジタルプラットフォーム（同条第一項に規定するデジタルプラットフォームをいう。第五項第一号において同じ。）に係る事業を合併若しくは分割により承継し、又は当該事業を譲り受けた場合には、当該事業を承継した合併法人若しくは分割承継法人又は当該事業を譲り受けた事業者（特定プラットフォーム事業者を除く。次項において「合併法人等」という。）は、当該合併若しくは分割又は譲受けがあつた日に同

があつた日に法第十五条の二第二項の規定による指定を受けたものとみなす。この場合においては、同項後段の規定は、適用しない。

- 2 合併法人等については、法第十五条の二第三項本文、第四項及び第五項の規定の適用については、同条第三項本文中「前項の規定により第一種プラットフォーム事業者として指定を受けるべき者は、同項の課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限（同項の規定による申告の義務がない場合にあつては、当該申告の義務があるとした場合の同項の規定による申告書の提出期限）までに」とあるのは「消費税法施行令第二十九条第一項に規定する合併法人等に該当することとなつた者は、その合併若しくは分割又は譲受けの日後遅滞なく」と、同条第四項中「第二項の規定により」とあるのは「消費税法施行令第二十九条第一項の規定により第二項の規定による指定を受けたものとみなされる」と、「指定した」とあるのは「把握した」と、同条第五項中「前項の通知を受けた」とあるのは「前項の」とする。

- 3 法第十五条の二第一項の規定の適用を受ける国外事業者の法第三十条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条の規定の適用については、法第三十条第二項第一号、第三十二条第一項第二号イ及び第四項第二号イ、第三十四条第一項並びに第三十五条中「課税資産の譲渡等」とあるのは、「課税資産の譲渡等（第十五条の二第一項の規定の適用を受けるものを含む。）に」とする。

- 4 省略
- 5 法第十五条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 第一種プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称
- 二 第一種プラットフォーム事業者の氏名又は名称
- 三 省略

（第二種プラットフォーム事業者が合併等を行った場合の取扱い等）

第三十条 事業者が、第二種プラットフォーム事業者（法第十五条の三第一項に規定する第二種プラットフォーム事業者をいう。以下この項及び第五項において同じ。）のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継し、又は当該事業を譲り受けた場合には、当該事業を承

条第二項の規定による指定を受けたものとみなす。この場合においては、同項後段の規定は、適用しない。

- 2 合併法人等については、法第十五条の二第三項本文、第四項及び第五項の規定の適用については、同条第三項本文中「前項の規定により特定プラットフォーム事業者として指定を受けるべき者は、その課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限（同項の規定による申告の義務がない場合にあつては、当該申告の義務があるとした場合の同項の規定による申告書の提出期限）までに」とあるのは「消費税法施行令第二十九条第一項に規定する合併法人等に該当することとなつた者は、その合併若しくは分割又は譲受けの日後遅滞なく」と、同条第四項中「第二項の規定により」とあるのは「消費税法施行令第二十九条第一項の規定による指定を受けたものとみなされる」と、「指定した」とあるのは「把握した」と、同条第五項中「前項の通知を受けた」とあるのは「前項の」とする。

- 3 法第十五条の二第一項の規定の適用を受ける国外事業者の法第三十条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条の規定の適用については、法第三十条第二項第一号、第三十二条第一項第二号イ及び第四項第二号イ、第三十四条第一項並びに第三十五条中「課税資産の譲渡等」とあるのは、「課税資産の譲渡等（第十五条の二第一項の規定の適用を受ける電気通信利用役務の提供を含む。）に」とする。

- 4 同上
- 5 同上

- 一 特定プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称
- 二 特定プラットフォーム事業者の氏名又は名称
- 三 同上

第三十条 削除

継した合併法人若しくは分割承継法人又は当該事業を譲り受けた事業者（第二種プラットフォーム事業者を除く。次項において「合併法人等」という。）は、当該合併若しくは分割又は譲受けがあつた日に同条第二項の規定による指定を受けたものとみなす。この場合においては、同項後段の規定は、適用しない。

2| 合併法人等についての法第十五条の三第三項本文、第四項及び第五項の規定の適用については、同条第三項本文中「前項の規定により第二種プラットフォーム事業者として指定を受けるべき者は、同項の課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限（同項の規定による申告の義務がない場合にあつては、当該申告の義務があるとした場合の同項の規定による申告書の提出期限）までに」とあるのは「消費税法施行令第三十条第一項に規定する合併法人等に該当することとなつた者は、その合併若しくは分割又は譲受けの日後遅滞なく」と、同条第四項中「第二項の規定により」とあるのは「消費税法施行令第三十条第一項の規定により第二項の規定による指定を受けたものとみなされる」と、「指定した」とあるのは「把握した」と、同条第五項中「前項の通知を受けた」とあるのは「前項の」とする。

3| 法第十五条の三第一項の規定の適用を受ける同項第一号の国外事業者及び同項第二号の事業者の法第三十条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条の規定の適用については、法第三十条第二項第一号、第三十二条第一項第二号イ及び第四項第二号イ、第三十四条第一項並びに第三十五条中「課税資産の譲渡等に」とあるのは、「課税資産の譲渡等（第十五条の三第一項の規定の適用を受けるものを含む。）に」とする。

4| 法第十五条の三第四項、第六項又は第十二項の規定による公表は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

5| 法第十五条の三第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一| 第二種プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称
- 二| 第二種プラットフォーム事業者の氏名又は名称
- 三| 法第十五条の三第二項の指定の効力が生ずる年月日

（輸入の許可前に引き取る課税貨物に係る消費税額の控除の時期の特例）

（輸入の許可前に引き取る課税貨物に係る消費税額の控除の時期の特例）

第四十六条の二 事業者が、関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて輸入の許可前に保税地域から課税貨物（法第八条の二第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）を引き取った場合において、当該課税貨物の引取りに係る消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。以下この条において同じ。）を当該引取りの日の属する課税期間の末日までに納付していないときは、当該課税貨物の引取りに係る消費税額については、その納付した日の属する課税期間において法第三十条第一項（同条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定を含む。第五十条第一項及び第二項において同じ。）の規定を適用することができる。

2 省 略

（課税売上割合の計算方法）

第四十八条 省 略

2 前項第一号に規定する資産の譲渡等には、事業者が行う次に掲げる資産の譲渡は、含まないものとする。

一 法別表第二第二号に規定する支払手段又は第九条第四項に規定する電子決済手段若しくは特別引出権の譲渡

二・三 省 略

3・4 省 略

5 事業者が法別表第二第二号に規定する有価証券（第九条第二項に規定するゴルフ場利用株式等を除く。）並びに同条第一項第一号及び第三号に掲げる権利の譲渡をした場合（当該譲渡が第二項第三号に掲げる現先取引債券等の譲渡又は第三項に規定する現先取引債券等の売戻しに該当する場合を除く。）同条第一項第一号に掲げる暗号資産の譲渡をした場合又は同項第四号に掲げる金銭債権（資産の譲渡等を行った者が当該資産の譲渡等の対価として取得したものを除く。）の譲渡をした場合には、これらの譲渡に係る第一項第一号に規定する資産の譲渡等の対価の額は、これらの譲渡の対価の額の百分の五に相当する金額とする。

6 省 略

第四十六条の二 事業者が、関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて輸入の許可前に保税地域から課税貨物（法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）を引き取った場合において、当該課税貨物の引取りに係る消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。以下この条において同じ。）を当該引取りの日の属する課税期間の末日までに納付していないときは、当該課税貨物の引取りに係る消費税額については、その納付した日の属する課税期間において法第三十条第一項（同条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定を含む。第五十条第一項及び第二項において同じ。）の規定を適用することができる。

2 同 上

（課税売上割合の計算方法）

第四十八条 同 上

2 同 上

一 法別表第二第二号に規定する支払手段又は第九条第四項に規定する電子決済手段、暗号資産若しくは特別引出権の譲渡

二・三 同 上

3・4 同 上

5 事業者が法別表第二第二号に規定する有価証券（第九条第二項に規定するゴルフ場利用株式等を除く。）並びに同条第一項第一号及び第三号に掲げる権利（以下この項において「有価証券等」という。）の譲渡をした場合（当該譲渡が第二項第三号に掲げる現先取引債券等の譲渡又は第三項に規定する現先取引債券等の売戻しに該当する場合を除く。）又は同条第一項第四号に掲げる金銭債権（資産の譲渡等を行った者が当該資産の譲渡等の対価として取得したものを除く。以下この項において同じ。）の譲渡をした場合には、当該譲渡に係る第一項第一号に規定する資産の譲渡等の対価の額は、当該有価証券等又は金銭債権の譲渡の対価の額の百分の五に相当する金額とする。

6 同 上

(課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等)

第四十九条 法第三十条第七項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 課税仕入れが次に掲げる課税仕入れに該当する場合(法第三十条第七項に規定する帳簿に次に掲げる課税仕入れのいずれかに該当する旨及び当該課税仕入れの相手方の住所又は所在地(国税庁長官が指定する者に係るものを除く。)を記載している場合に限る。)

イ・ロ 省略

ハ 課税仕入れに係る資産が次に掲げる資産のいずれかに該当する場合における当該課税仕入れ(当該資産が棚卸資産(消耗品を除く。)に該当する場合に限る。)

(1) (3) 省略

(4) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和七年法律第七十五号)第二条第四号(定義)に規定する特定金属くず買受業を営む同法第三条第一項(特定金属くず買受業の届出)の届出を行った事業者が、他の者から買い受けた特定金属くず(同法第二条第三号に規定する特定金属くずをいう。(5)において同じ。)

(5) 再生資源卸売業その他不特定かつ多数の者から再生資源等(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項(定義)に規定する再生資源及び同条第五項に規定する再生部品をいい、特定金属くずに該当するものを除く。)に係る課税仕入れを行う事業を営む事業者が、他の者から買い受けた当該再生資源等

二 省略

二 省略

2 (10) 省略

(非課税資産の輸出等を行った場合の課税売上割合の計算の方法等)

第五十一条 省略

2 (3) 省略

4 前項に規定する資産の価額は、当該資産が対価を得て輸出されるものとした場合における当該資産の関税法施行令第五十九条の二第二項(申告すべき数量及び価格)の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格(航空機に

(課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等)

第四十九条 同上

一 同上

イ・ロ 同上

ハ 同上

(1) (3) 同上

(4) 再生資源卸売業その他不特定かつ多数の者から再生資源等(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項(定義)に規定する再生資源及び同条第五項に規定する再生部品をいう。)に係る課税仕入れを行う事業を営む事業者が、他の者から買い受けた当該再生資源等

二 同上

二 同上

2 (10) 同上

(非課税資産の輸出等を行った場合の課税売上割合の計算の方法等)

第五十一条 同上

2 (3) 同上

4 前項に規定する資産の価額は、当該資産が対価を得て輸出されるものとした場合における当該資産の関税法施行令(昭和二十九年政令第五十号)第五十九条の二第二項(申告すべき数量及び価格)の本邦の輸出港にお

よつて輸出される資産については、これに準ずる条件による価格」とする。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例)

第五十七条 省 略

2 事業者の営む事業が前項各号に掲げる事業又は第四種事業のうち二以上の事業である場合には、法第三十七条第一項第一号に規定する政令で定める率は、次の各号に規定する残額の合計額（次項において「売上げに係る消費税額」という。）のうちに当該各号に掲げる金額の合計額の占める割合とする。

一 当該課税期間中に国内において行つた第一種事業に係る課税資産の譲渡等（特定少額資産の譲渡に該当するもの及び法第七条第一項、法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。）に係る消費税額の合計額から当該課税期間中に行つた第一種事業に係る法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額（特定少額資産の譲渡に係るものを除く。以下この項において「売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額」という。）の合計額を控除した残額（次項第二号イにおいて「第一種事業に係る消費税額」という。）に百分の九十を乗じて計算した金額

二 省 略

3 前項の場合において、次に掲げる場合に該当するときは、法第三十七条第一項第一号に規定する政令で定める率は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とすることができる。

一 当該事業者の当該課税期間における課税売上高（当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から当該課税期間中に行つた売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。次号において同じ。）のうちに当該課税期間中に国内において行つた特定一事業（第一項各号に掲げる事業又は第四種事業のうち一の事業をいう。）に係る課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から当該課税期間中に行つた当該特定一事業に係る売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額の占める割合が百分の七十五以上で

ける本船甲板渡し価格（航空機によつて輸出される資産については、これに準ずる条件による価格）」とする。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例)

第五十七条 同 上

2 同 上

一 当該課税期間中に国内において行つた第一種事業に係る課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額から当該課税期間中に行つた第一種事業に係る法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額（以下この項において「売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額」という。）の合計額を控除した残額（次項第二号イにおいて「第一種事業に係る消費税額」という。）に百分の九十を乗じて計算した金額

二 同 上

3 同 上

一 当該事業者の当該課税期間における課税売上高（当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等（法第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。）の対価の額の合計額から当該課税期間中に行つた売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。次号において同じ。）のうちに当該課税期間中に国内において行つた特定一事業（第一項各号に掲げる事業又は第四種事業のうち一の事業をいう。）に係る課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から当該課税期間

ある場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ〜ハ 省略

二 省略

4 省略

5 前各項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜六 省略

七 売上げに係る税抜対価の返還等の金額 法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額（特定少額資産の譲渡に係るものを除く。）から同項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額（特定少額資産の譲渡に係るものを除く。）に七十八分の百を乗じて算出した金額を控除した金額をいう。

6 省略

（課税貨物に消費税が課された場合の消費税額の控除に係る書類の保存方法）

第六十一条 法第四十条第一項の規定を受けようとする事業者は、同条第二項に規定する書類を整理し、同条第一項に規定する課税貨物に消費税が課された場合に該当することとなつた日の属する課税期間に係る確定申告書の提出期限の翌日から七年間、これを当該事業者の納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存（当該書類が電磁的記録（第四十九条第十項に規定する電磁的記録をいう。次項において同じ。）である場合にあっては、財務省令で定める方法による保存に限る。）をしなければならない。

2 前項に規定する課税期間に係る確定申告書の提出期限の翌日から五年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存（同項の規定による電磁的記録の保存を除く。）は、財務大臣の定める方法によることができる。

（申告期限延長法人に係る中間申告等の特例）

第六十三条の二 省略

2 法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合における第十八条第十

中に行つた当該特定一事業に係る売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額の占める割合が百分の七十五以上である場合に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ〜ハ 同上

二 同上

4 同上

5 同上

一〜六 同上

七 売上げに係る税抜対価の返還等の金額 法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額から同項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に七十八分の百を乗じて算出した金額を控除した金額をいう。

6 同上

第六十一条 削除

（申告期限延長法人に係る中間申告等の特例）

第六十三条の二 同上

2 法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合における第十八条第十

項、第五十条、第五十四条第三項及び第五項、第五十八条の二第二項及び第三項、第五十八条の三第二項及び第三項並びに第七十条の十三の規定の適用については、第十八条第十項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」と、第五十条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。次項及び第三項において同じ。）」と、第五十条第三項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第五項において同じ。）」と、第五十八条の二第二項、第五十八条の三第二項及び第七十条の十三第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。次項において同じ。）」とする。

3 省略

（特定国外事業者に係る**資格請求書発行事業者の登録申請書の添付書類**）
第七十条の三 登録を受けようとする**特定国外事業者**（法第五十七条の二第五項第一号に規定する**特定国外事業者**をいう。以下この章において同じ。）は、同条第二項の申請書に財務省令で定める書類を添付して提出するものとする。

（**資格請求書発行事業者登録簿の記載事項等**）
第七十条の五 法第五十七条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 省略

四 特定国外事業者以外の**国外事業者**にあつては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地

項、第五十条、第五十四条第三項及び第五項、第五十八条の二第二項及び第三項、第五十八条の三第二項及び第三項、第七十条の十三並びに第七十一条第二項及び第五項の規定の適用については、第十八条第十項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」と、第五十条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。次項及び第三項において同じ。）」と、第五十条第三項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第五項において同じ。）」と、第五十八条の二第二項、第五十八条の三第二項及び第七十条の十三第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。次項において同じ。）」とする。

3 同上

（特定国外事業者に係る**資格請求書発行事業者の登録申請書の添付書類**）
第七十条の三 登録を受けようとする**法第五十七条の二第五項第一号に規定する特定国外事業者**は、同条第二項の申請書に財務省令で定める書類を添付して提出するものとする。

（**資格請求書発行事業者登録簿の記載事項等**）
第七十条の五 同上

一 三 同上

四 法第五十七条の二第五項第一号に規定する**特定国外事業者**以外の**国外事業者**にあつては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地

(特定国外事業者に係る特定少額資産販売事業者の登録申請書の添付書類)
第七十条の十五 法第五十七条の七第一項の登録を受けようとする特定国外事業者は、同条第二項の申請書に財務省令で定める書類を添付して提出するものとする。

(特定少額資産販売事業者登録簿の記載事項等)

第七十条の十六 法第五十七条の七第四項に規定する政令で定める事項は、

次に掲げる事項とする。

- 一 氏名又は名称及び登録番号
- 二 登録年月日
- 三 法人(人格のない社団等を除く。)にあつては、本店又は主たる事務所の所在地
- 四 特定国外事業者以外の国外事業者にあつては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
- 2 法第五十七条の七第四項、第九項又は第十一項の規定による公表は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。
- 3 法第五十七条の七第十項第一号に規定する政令で定める日は、同号の届出書の提出があつた日の属する課税期間の翌課税期間の初日から起算して十五日前の日とする。

(帳簿の備付け等)

第七十一条 事業者(法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)は、帳簿を備え付けてこれにその行つた資産の譲渡等又は課税仕入れ若しくは課税貨物(法第八条の二第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。)の保稅地域からの引取りに関する財務省令で定める事項を整理し、かつ、明瞭に記録しなければならない。

2 前項に規定する事業者は、同項の規定により記録した帳簿を整理し、これをその帳簿の閉鎖の日の属する課税期間に係る確定申告書の提出期限の翌日から七年間、当該事業者の納稅地又はその事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第七十一条 事業者(法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)は、帳簿を備え付けてこれにその行つた資産の譲渡等又は課税仕入れ若しくは課税貨物(法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。)の保稅地域からの引取りに関する財務省令で定める事項を整理し、かつ、明瞭に記録しなければならない。

2 前項に規定する事業者は、同項の規定により記録した帳簿を整理し、これをその帳簿の閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人については残余財産が確定した場合には一月とする。第五項において同じ。)を経過した日から七年間、当該事業者の納稅地又はその事業に係

3・4 省 略

5 第二項の規定による帳簿の保存は同項に規定する課税期間に係る確定申告書の提出期限の翌日から、前項の規定による帳簿の保存は同項に規定する輸入の許可の日の属する月の翌月末日の翌日から、それぞれ五年を経過した日以後の期間においては、財務大臣の定める方法によることができる。

(電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲等)

第七十一条の二 法第五十九条の二第一項に規定する政令で定めるものは、事業者により保存されている次に掲げる電磁的記録とする。

一 七 省 略

八 第六十一条第一項に規定する電磁的記録

九・十 省 略

2 3 4 省 略

(国、地方公共団体等の申告期限の特例)

第七十六条 省 略

2・3 省 略

4 第二項の規定の適用を受ける事業者に係る第十八条第十項、第五十条、第五十四条第三項及び第五項、第五十八条の二第二項及び第三項、第五十条の三第二項及び第三項並びに第七十条の十三の規定の適用については、第十八条第十項中「経過した日」とあるのは「経過した日(第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書(法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。))の提出期限の翌日)」と、第五十条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(第七十六条第二項の規定による申告書(法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。))の提出期限の翌日。次項及び第三項において同じ。)」と、「同号」とあるのは「法第三十条第九項第二号」と、第五十四条第三項中「経過した日」とあるのは「経過した日(第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書(法第四

る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

3・4 同 上

5 第二項の規定による帳簿の保存は同項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から、前項の規定による帳簿の保存は同項に規定する輸入の許可の日の属する月の翌月末日の翌日から、それぞれ五年を経過した日以後の期間においては、財務大臣の定める方法によることができる。

(電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲等)

第七十一条の二 同 上

一 七 同 上

八・九 同 上

2 3 4 同 上

(国、地方公共団体等の申告期限の特例)

第七十六条 同 上

2・3 同 上

4 第二項の規定の適用を受ける事業者に係る第十八条第十項、第五十条、第五十四条第三項及び第五項、第五十八条の二第二項及び第三項、第五十条の三第二項及び第三項並びに第七十一条第二項及び第五項の規定の適用については、第十八条第十項中「経過した日」とあるのは「経過した日(第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書(法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。))の提出期限の翌日)」と、第五十条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(第七十六条第二項の規定による申告書(法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。))の提出期限の翌日。次項及び第三項において同じ。)」と、「同号」とあるのは「法第三十条第九項第二号」と、第五十四条第三項中「経過した日」とあるのは「経過した日(第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の改正規定、第二条の四を第二条の五とし、第二条の三を第二条の四とし、第二条の二の次に一条を加える改正規定、第二十八条の改正規定、第二十九条（見出しを含む。）の改正規定、第三十条の改正規定、第四十六条の二第一項の改正規定、第五十一条第四項の改正規定、第五十七条の改正規定、第六十一条の改正規定、第六十三条の二第二項の改正規定、第七十条の三の改正規定、第七十条の五第一項第四号の改正規定、第七十条の十四の次に二条を加える改正規定、第七十一条の改正規定、第七十一条の二第一項の改正規定及び第七十六条第四項の改正規定並びに附則第五条の規定 令和十年四月一日

- 二 第五条第八号ロの改正規定及び第六条第一項第四号の改正規定（一）、「を」を「」に改める部分及び「採石場」の下に「貯留権に係る貯留区域」を加える部分に限る。） 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行の日

- 三 第九条の改正規定、第十条第三項第十一号の改正規定及び第四十八条の改正規定並びに附則第三条（第三項を除く。）の規定 第五号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日。第五項において同じ。）と、第五十八条の二第二項、第五十八条の三第二項及び第七十条の十三第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日」とあるのは「経過した日」（第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日。次項において同じ。）と、第七十一条第二項中「経過した日」とあるのは「経過した日」（第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日。次項において同じ。）の提出期限の翌日。第五項において同じ。）とする。

四 第四十九条第一項第一号ハの改正規定及び附則第四条の規定 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）の施行の日から起算して三月を経過する日の翌日

五 附則第三条第三項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日

（資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定等に関する経過措置）

第二条 改正後の消費税法施行令（以下「新令」という。）第六条第一項第四号（貯留権に係る部分を除く。次項において同じ。）及び第八号並びに第十七条第二項第六号及び第七号の規定は、令和八年十月一日以後に事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行う資産の譲渡等（同法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）及び同日以後に事業者が行う課税仕入れ（同法第二条第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下同じ。）に係る消費税について適用し、同日前に事業者が行った資産の譲渡等及び同日前に事業者が行った課税仕入れに係る消費税については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、令和八年三月三十一日までに締結した契約に基づき、同年十月一日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び同日以後に事業者が行う課税仕入れに係る新令第六条第一項第四号及び第八号並びに第十七条第二項第六号及び第七号の規定の適用については、なお従前の例による。

（暗号資産の譲渡等に関する経過措置）

第三条 新令第九条第一項及び第四項並びに第十条第三項の規定並びに新令第四十八条第二項及び第五項（これらの規定を消費税法施行令第五十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は、附則第一条第三号に定める日（以下この条において「暗号資産適用日」という。）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び暗号資産適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れに係る消費税について適用し、暗号資産適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び暗号資産適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れに係る消費税につ

いては、なお従前の例による。

- 2| 前項の規定にかかわらず、暗号資産適用日前に国内において事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下この条及び次条において同じ。）が行う調整対象固定資産（同法第二条第一項第十六号に規定する調整対象固定資産をいう。以下この項及び第五項において同じ。）の課税仕入れ又は調整対象固定資産に該当する同法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物の同項第二号に規定する保税地域からの引取り（以下この項及び第五項において「調整対象固定資産の仕入れ等」という。）を行った場合（当該事業者（同法第三十条第一項に規定する相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した同項に規定する相続人、合併により当該事業を承継した同項に規定する合併法人及び分割により当該事業を承継した同項に規定する分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が当該調整対象固定資産の仕入れ等に係る同法第三十三条第一項に規定する第三年度の課税期間の末日において当該調整対象固定資産を有している場合に限る。）における当該調整対象固定資産の仕入れ等に係る同法第三十三条第一項に規定する第三年度の課税期間における通算課税売上割合及び同項に規定する仕入れ等の課税期間における同項に規定する課税売上割合の計算における新令第十条第三項の規定並びに新令第四十八条第二項及び第五項の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

- 3| 附則第一条第五号に定める日から暗号資産適用日の前日までの間における改正前の消費税法施行令第九条第四項の規定の適用については、同項中「資金決済に関する法律第二条第十四項」とあるのは、「金融商品取引法第二条第四十九項」とする。

- 4| 事業者が、暗号資産適用日前に国内において行つた新令第九条第一項第一号に規定する暗号資産又は電子決済手段（以下この条において「暗号資産等」という。）の貸付けに係る課税仕入れにつき、暗号資産適用日以後に消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

- 5| 暗号資産等の貸付けを行う事業者が、国内における暗号資産等の貸付けに係る業務の用に供するため、暗号資産適用日前に国内において調整対象

固定資産の仕入れ等を行った場合には、当該事業者（消費税法第三十四条第一項に規定する相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した同項に規定する相続人、合併により当該事業を承継した同項に規定する合併法人及び分割により当該事業を承継した同項に規定する分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が当該調整対象固定資産を暗号資産適用日以後引き続き当該業務の用に供している間は、当該調整対象固定資産については、同法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等に係る業務の用に供しているものとみなして、同法第三十四条の規定を適用する。

6| 事業者が、暗号資産適用日前に国内において行った暗号資産等の貸付けにつき、消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

7| 事業者が暗号資産適用日前に国内において行った暗号資産等の貸付けの対価の額（消費税法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）に係る売掛金その他の債権につき、同法第三十九条第一項に規定する事実が生じたため、当該暗号資産等の貸付けの同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合には、当該領収をすることができなくなった暗号資産等の貸付けに係る同項の規定による消費税額の控除及び同条第三項の規定による消費税額の加算については、なお従前の例による。

（課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等に関する経過措置）
第四条 新令第四十九条第一項の規定は、附則第一条第四号に定める日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについては、適用し、同日前に国内において事業者が行った課税仕入れについては、なお従前の例による。

（合併があつた場合の納税義務の免除の特例等に関する経過措置）
第五条 令和十年四月一日以後に開始する消費税法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）に係る同法第十一条第四項に規定する基準期間における課税売上高又は同法第十二条第三項に規定する基準期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額の計算については、所得

税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第十八条第二項の規定の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この政令（附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びに附則第二条及び第三条の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。